

ウ 第 6 2 4 号
令和 3 年 1 月 8 日

一般社団法人埼玉県経営者協会
会長 石井 進 様

埼玉県産業労働部長 加藤 和男
(公印省略)

テレワーク導入支援策の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、緊急事態宣言の発令を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 4 条第 9 項に基づき、1 月 8 日（金）から 2 月 7 日（日）までの間、各企業において、テレワークを徹底し、出勤者の 7 割を削減するよう協力を要請しているところです。

県では、テレワークを導入する企業を支援するため、テレワーク環境の整備に対する助成やアドバイザーによる相談を行っています。また、総務省では、ICT の専門家によるコンサルティングを実施しています。

各支援策の詳細については、下記の「埼玉県テレワークポータルサイト」に掲載しておりますので、会員企業やその従業員の方に周知いただきますようお願いいたします。

また、効果検証のため、後日、会員企業におけるテレワーク実施状況の確認を依頼する場合がありますので、その際は御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

「埼玉県テレワークポータルサイト」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/telework/index.html>

〔別添資料〕

- 1 「埼玉県はテレワークの導入を支援しています！」県支援策チラシ
- 2 「埼玉県テレワーク導入支援補助金」チラシ
- 3 「総務省テレワークマネージャー相談事業」チラシ

担 当：ウーマノミクス課 女性活躍担当
電 話：048-830-3960
メー ル：a3960-03@pref.saitama.lg.jp